

## 当直に関する訓令

〔 最終改正 令和4.9.9 京都府警察本部訓令第16号 〕

### (目的)

第1条 この訓令は、警察本部（警察学校を除く。以下「本部」という。）、「警察学校」（以下「学校」という。）及び警察署（以下「署」という。）の当直に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 当直は、第9条第1項に規定する勤務時間に、事件の捜査、事故の処理等警察業務の応急的処理、留置施設の管理、庁舎の監視、通信及び文書の収発等の事務を行うことを任務とする。ただし、第9条第2項の規定により当直の勤務時間とみなす時間帯については、本来業務と併せて行うものとする。

2 署の当直における事件の捜査、事故の処理等については、当番の地域課員と共同して当たるものとする。

### (当直の種別等)

第3条 当直の種別は、次のとおりとする。

(1) 事件当直 事件の捜査、事故の処理等警察業務の応急的処理を主として行なう当直

(2) 学寮当直 学生の生活指導を主として行なう当直

(3) 一般当直 前2号に規定する当直の事務以外の事務を行なう当直

2 本部の当直は、事件当直及び一般当直とし、その種別ごとに当直区分は、別に定める。

3 学校の当直は、学寮当直とする。

4 署の当直は、事件当直とする。

### (当直勤務員)

第4条 この訓令の定めるところにより当直勤務に服する者（以下「当直勤務員」という。）は、警視以下の階級にある警察官及び警察官以外の職員で、警察職員の勤務に関する訓令（昭和33年京都府警察本部訓令第9号）別表第2号に掲げる毎日制勤務A又はBに該当する特別勤務者であるものとする。ただし、次に掲げる者は当直勤務を免除する。

(1) 職員の健康管理に関する訓令（昭和48年京都府警察本部訓令第22号）第24条第3項の規定によりB1、B2、C1若しくはC2の措置区分を示達された職員又は同訓令第26条第1項の規定により勤務上の管理を必要とする職員で、医師の意見に基づき所属長が当直勤務に堪えられないと判断した者

(2) 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）、警察学校長（以下「学校長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が当直勤務に服することが適当でないと認めた者

### (当直長等)

第5条 総務課長、学校長及び署長は、当直勤務員の中から当直長を指定するものとする。

2 当直長は、その他の当直勤務員（以下「当直員」という。）を指導監督し、当直の事務を総括処理する。

3 当直長（本部の当直長を除く。）は、拳銃等の取扱いに関する訓令（昭和38年京都府警察本部訓令第6号）の規定に基づく拳銃等の取扱責任者の職務を行う。

4 総務課長、学校長又は署長は、必要により当直長を補佐する副当直長を当直員のうちから指定することができる。

5 副当直長は、当直長に事故があるときには、当直長の事務を代行する。

(初動班の編成等)

第5条の2 別に定める署の長は、当直に初動班を置くものとする。

2 初動班は、事件の捜査、事故の処理等警察業務の応急的処理を主として行うほか、署長が特に命じた活動を行うものとする。この場合において、別に定める署にあつては、刑事初動班（初動班のうち、交通部の所管する業務以外の業務の応急的処理を主として行う班をいう。以下同じ。）及び交通初動班（初動班のうち、交通部の所管する業務の応急的処理を主として行う班をいう。以下同じ。）に分けて編成するものとする。

3 署長は、初動班に編成された当直員の中から班長（以下「初動班長」という。）を指定するものとする。この場合において、前項後段の規定により刑事初動班及び交通初動班を編成する署にあつては、それぞれに班長を指定するものとする。

4 初動班長（前項後段の署にあつては刑事初動班及び交通初動班の班長。以下同じ。）は、別に定めのある場合を除き、事件の捜査、事故の処理に当たつては、当直長の命を受け、当直員及び地域課員を指揮するものとする。ただし、当該事件事故の現場に初動班長より上位の階級にある者が臨場している場合は、その者が指揮するものとする。

(勤務命令)

第6条 当直勤務の命令は、次のとおり行うものとする。

(1) 総務課長は、本部の関係所属長と協議して毎月20日までに翌月の本部の当直計画を策定して、関係所属長に通報し、関係所属長は通報に基づき所属の職員に当直勤務を命じるものとする。

(2) 学校長及び署長は、あらかじめ当直計画を策定し、所属職員に当直勤務を命じるものとする。

2 前項の当直計画策定に当たつての基準等は、別に定める。

(重要事案等の処理)

第7条 当直長は、重要若しくは緊急に処理を要する事案が発生し、又はその報告を受理したときは、直ちに当直員を指揮して臨機の措置を講じるとともに、別に定めのある場合を除き、次の要領により処理するものとする。

(1) 本部の当直

ア 事案を主管する所属長に報告し、その指揮を受けること。

イ 必要のあるときは、本部に勤務する当直員以外の勤務員を指揮し、所要の措置を講ずること。

ウ 事案を処理したときは、その経過又は結果を速やかに指揮を受けた所属長に報告すること。

(2) 学校の当直

ア 学校長に報告して、その指揮を受けること。

イ 必要のあるときは、学校構内において勤務中の本部の当直員等の応援を得て、所要の措置を講ずること。

ウ 事案を処理したときは、その経過又は結果を速やかに学校長に報告すること。

### (3) 署の当直

ア 署長に報告して、その指揮を受けること。

イ 当直長は、必要があるときは、署長の命を受け、署に勤務する当直員以外の勤務員を指揮し、所要の措置を講じること。ただし、署長が、当直長以外の在署する幹部を指名し、指揮することを命じた場合は、当該幹部が、当直長、当直員及び署に勤務する当直員以外の勤務員を指揮すること。

ウ 当直長又は署長が指揮を命じた幹部は、事案を処理したときは、その経過又は結果を速やかに署長に報告すること。

### (心得)

第8条 当直勤務員は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 相互に協力し、緊密な連携を保つこと。
- (2) みだりに勤務場所を離れないこと。
- (3) 所定の備付簿冊に取扱った事項の経過、処理等を記入すること。
- (4) 引継ぎを必要とする事項等は、確実に引継ぎを行うこと。

### (勤務時間)

第9条 当直の勤務時間は、午後5時45分から翌日の午前9時まで（試験場当直にあつては、午後5時15分から翌日の午前8時30分まで）とする。

2 日曜日、土曜日又は休日の午前9時から午後5時45分までの間（試験場当直にあつては、午前8時30分から午後5時15分までの間）は、当直の勤務時間とみなす（航空隊当直及び鉄道警察隊当直を除く。）。

### (服装)

第10条 当直勤務員のうち警察官の服装は、制服（けん銃を除く。）とする。ただし、別に定める者は、私服又は特殊の被服を着用するものとする。

- 2 総務課長、学校長又は署長は、必要により指定した警察官にけん銃を着装させることができる。
- 3 当直長は、第1項の規定にかかわらず、事件の捜査、事故の処理その他必要と認める場合には、指定した警察官に私服若しくは特殊の被服等を着用させ、又は警棒、帯革等の着装を省略させることができる。

### (当直日誌)

第11条 当直長は、当直勤務中の取扱事項を当直日誌に記載して、当直勤務終了後、総務課長、学校長又は署長に報告しなければならない。

2 前項に規定する当直日誌の様式は、本部にあつては様式第1、署にあつては様式第2、学校にあつては学校長の定めるものとする。

### (勤務要領)

第12条 第3条に規定する当直区分の関係所属長（当直区分の関係所属長が複数ある場合は、協議して定めた者）、学校長及び署長は、この訓令に定めるもののほか当直勤務について必要な細部事項を定めなければならない。

2 前項の細部事項は、次の項目について定めるものとする。

- (1) 当直長及び初動班長の指定、当直員の編成、勤務位置及び勤務指定表
- (2) 第6条に規定する当直計画の策定要領

- (3) 庁舎警備上必要な資器材の備え付け場所及び取扱要領
- (4) 庁舎出入者のチェック要領
- (5) その他必要な事項

(専決)

第13条 この訓令に定める署長の事務のうち、第11条に規定する当直日誌による報告の受理については、副署長に専決させることができる。

附 則（令和3年3月11日本部訓令第6号）

1 この訓令は、令和3年3月23日から施行する。





年 月 末日 廃棄

当 直 日 誌

年 月 日 曜日 天候

副署長													
当 直 勤 務 員													
当 直 区 分	課（係）別	階 級	氏 名				勤務指定	摘 要					
当 直 長													
副 当 直 長													
勤 務 員													
留 置 施 設 巡 視 区 分	時 間	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	巡視指定												
	時 間	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8
	巡視指定												
引 継 事 項													
公 印 個													
鍵 個	・拳銃庫 個、 ・留置施設 個、 ・公用車 個												
被留置者 人	・男 人、 女 人、 少年 人 ※他署預け 人												
その他													
上記のとおり副署長（下番当直長）から引継ぎを受けた。 当直長（ ）													

指 示 事 項	
取 扱 事 項	
事 項	内 容 及 び 処 理
